

【名称】 保有個人情報安全管理措置取扱基準

1. 総則

【1 趣旨】

この基準は、保有個人情報の安全管理措置に関する規則に基づく保有個人情報の安全管理措置の実施に関し、必要な事項を定めるものと規定します。

【2 定義】

この基準における用語の意義は、安全管理措置規則において使用する用語の例による旨規定します。

2. 保有個人情報等の適正な管理及び取扱いに係る措置

【3 複製等の制限】

次に掲げる行為については、保護管理者が秘匿性等の内容に応じ、必要最小限と限定させ、職員はその指示に従う旨規定します。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

【4 訂正】

職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものと規定します。

【5 媒体の管理】

職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものと規定します。

【6 誤送付等の防止及び入力情報の照合等】

- ・職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、またはウェブサイト等への誤掲載を防止するため、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる旨規定します。
- ・誤送信・誤送付・誤交付・誤掲載の確認には、対象やあて先等に誤りを防止する観点のほか、要配慮個人情報のように、根源的に送信・送付・交付・掲載を行うべきではない情報が含まれていないかという観点も必要である旨規定します。
- ・情報システムへの入力の際の照合の方法を例示します。

【7 外部サービスの選定・利用】

- ・保有個人情報を取り扱う環境として、外部サービス（クラウドサービス、Web会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等、以下同じ）を利用する場合には、原則として法、規則及び本基準に定める安全管理措置が担保されたものを仕様として要求し選定するか、サービスの契約にあたり契約書で措置を求めるものと規定します。
- ・約款や規約等への同意のみで利用可能で、契約等により市の機関から個別の措置を求めることができない外部サービスを利用する必要があるときは、あらかじめ法、規則及び本基準に定める相当の安全管理措置が担保されているものを探す旨規定します。
- ・前項の規定に該当する外部サービスを利用するときは、本人同意又は相当の事項を公表するものと規定します。

【8 外的環境の把握及び適切な安全管理】

- ・保有個人情報が、事務の委託又は外部サービスの利用等により外国において取り扱われる可能性がある場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握し、リスク等を評価した上で、事務の委託仕様等の策定若しくは外部サービス等の選定を行うものと規定します。
- ・外国において保有個人情報が取り扱われることが確実となった場合には、当該外国の制度に応じた保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨規定します。

【9 要配慮個人情報の管理】

・保護管理者は、要配慮個人情報を紙で保管するに当たり、次の措置を講ずるものと規定します。

- (1) 施錠可能な場所への保管、耐火、耐熱、耐水、耐湿の措置
 - (2) 必要に応じ運搬時に鍵付きケース等への収納
 - (3) 外部持出を行う場合、安全管理措置の遵守
 - (4) 外部持出若しくは外部提供にあっては保護管理者の許可を得る
 - (5) 保管場所からの移動に関し、移動の日時や取扱者を記録する台帳を備える
- ・【7】の2に規定する外部サービスを利用する場合には、要配慮個人情報を取り扱ってはならない旨規定します。

【10 情報システムにおける一時的な処理情報】

・職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとし、保護管理者は、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものと規定します。

3. 保有個人情報の利用及び提供に係る措置

【11 内部での保有個人情報の目的外利用の手続】

・保有個人情報を内部で目的外に利用しようとするときは、必要な手続きに基づき承認を受けなければならない旨規定します。

・前項により保有個人情報の利用をする課等は、事前に当該情報を所管する課等の保護管理者に対し、個人情報目的外利用申請書を提出しなければならない旨規定します。

・申請を受けた課等の保護管理者は、横須賀市個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則に定める基準に基づきその利用の可否を判断し、同基準に適合した場合には当該情報の利用を承認するものと規定します。

【12 保有個人情報の外部提供の手続】

・行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で個人情報外部提供合意書を取り交わすものと規定します。

- ・行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に管理実態の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものと規定します。

- ・他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、第2項及び第3項に規定する措置を講ずるものと規定します。

【13 保有個人情報を提供又は業務委託する場合の加工措置】

- ・保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものと規定します。